

地域が主体となった農地 転用手続の迅速化により、 住民の利便性が向上

～農地転用許可権限の指定市町村等への移譲～

詳しくは
提案募集方式データベース
「26年」
管理番号
「16・138・420」
で検索！
QRコードからもアクセスできます



ポイント

面積に応じて、国の許可又は協議が必要だった農地転用について、都道府県と同様の権限を持つ指定市町村制度が創設され、市町村が主体となった農地の確保とまちづくりの両立が可能に

(①「農地法」及び②「農業振興地域の整備に関する法律」の一部改正)

農地の総量確保のための 仕組みの充実 (平成27年6月26日施行)

国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して**実効性のある目標管理の仕組みを構築**

- 地域における農地の実情を反映
(市町村の参画) → 市町村の意見聴取手続の創設など

農地転用許可の権限移譲等 (平成28年4月1日施行)

農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、**地方に移譲等**

- 2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
- 4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で都道府県(下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村)に移譲
- 農地等の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村*に都道府県と同様の権限を移譲

※ 指定基準 (関係政令を平成27年12月24日に、関係省令を平成28年1月28日に改正)

以下3点を基本

- ① 優良農地を確保する目標を定めること
- ② 農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること
- ③ 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること

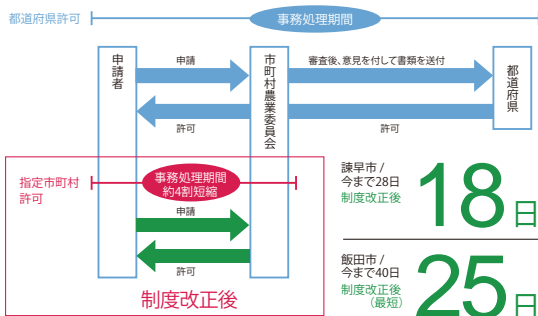
	旧制度	改正後
4ha超	国	都道府県 指定市町村 <small>※国協議 (法定受託事務)</small>
4ha以下 2ha超	都道府県 <small>※国協議 (法定受託事務)</small>	都道府県 指定市町村 <small>※国協議 (法定受託事務)</small>
2ha以下	都道府県 (自治事務)	都道府県 指定市町村 (自治事務)

市が主体となり、農地の確保とまちづくりを両立して進めるとともに、農地転用の事務処理をスピードアップ



取組の概要・成果「農地転用の事務処理期間約4割短縮や市の方針に沿った開発が可能に」

- 農地転用許可に係る事務処理期間として、従来、諫早市は28日、飯田市は40日を要していた。指定市町村となり、許可権者が市長となったことで、農地転用許可申請における市から県への進達（意見を付した書類を送付）や都道府県の審査が不要となった。
- このため、事務処理期間が約4割短縮されるなど、申請者にとっての利便性が向上し、申請を代行した行政書士等からは「早く許可が下りるようになり、ありがたい」など好意的な評価がなされている。
- また、飯田市においては、例えば、市の土地利用方針に沿って、中山間地域において農地の確保と調和した形で、市が自ら実施する移住等を目的とした住宅建設等が市の判断でできるようになるなど、個別施策の推進における市の主体性が高まり、住民サービスが向上することが期待されている。



全国的な動向

- 平成29年12月末日現在、44市町が指定市町村となり、都道府県と同様の権限が移譲されている。

農地転用許可権限等に係る指定市町村の指定状況
(平成29年12月末日現在)

市町村数 **44** 市町

都道府県数 **20** 道県

